

**岐阜県後期高齢者医療広域連合
地球温暖化対策実行計画
(平成 30 年度～平成 34 年度)**

平成 30 年 3 月

岐阜県後期高齢者医療広域連合

はじめに

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されているほか、我が国においても平均気温の上昇、暴風、台風等による被害、農作物や生態系への影響等が観測されています。地球温暖化対策推進法第1条において規定されているとおり、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準で大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ、地球温暖化を防止することは人類共通の課題とされています。

平成27年3月には、中央環境審議会により「日本における気候変動による影響の評価に関する報告と今後の課題について」が取りまとめられました。この中で、我が国において重大性が特に大きく、緊急性も高いことに加え、確信度も高いと評価された事項は、「水稲」、「果樹」、「病虫害・雑草」、「洪水」、「高潮・高波」、「熱中症」等の9つでした。

こうした評価を背景として、政府は、平成27年11月に「気候変動の影響への適応計画」を閣議決定しました。本計画では、いかなる気候変動の影響が生じようとも、適応策の推進を通じて当該影響による国民の生命、財産及び生活、経済、自然環境等への被害を最小化あるいは回避し、迅速に回復できる、安全・安心で持続可能な社会の構築を目指すこととしています。

同計画においては、気候変動の影響評価結果として、例えば、「農業、森林・林業、水産業」分野において、一等米比率の低下が予測されていることや、「自然災害・沿岸域」分野において、大雨や短時間強雨の発生頻度の増加や大雨による降水量の増大に伴う水害の頻発化・激甚化が予測されていることが記載されています。

地方公共団体においては、地域住民の生活に関連の深い様々な施策を実施していることから、地域レベルで気候変動及びその影響に関する観測・監視を行い、その地域の気候変動の影響評価を行うとともに、その結果を踏まえて、各地方公共団体が関係部局間で連携し推進体制を整備しながら、自らの施策の中に適応を組み込む等、総合的かつ計画的に取り組むことが重要であるとされています。

1. 主旨

岐阜県後期高齢者医療広域連合は、積極的な地球温暖化防止に取り組むため、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条の規定に基づき、温室ガスの排出量の削減等に関する計画（以下「実行計画」という。）を策定するものとします。

2. 実行計画の期間

実行計画の期間は、平成 30 年度から平成 34 年度までの 5 年間とし、実行計画の実施状況や技術の進歩等を踏まえ、必要に応じて見直します。

3. 対象とする事務及び事業

広域連合が実施する事務及び事業のうち、広域連合職員が直接行うものを対象とします。

また、外部への委託により実施される事務及び事業についても、可能なかぎり受託者に対し、必要な措置を講ずるよう要請します。

4. 対象とする温室効果ガス

温室効果ガスの種類	広域連合での発生源
二酸化炭素 (CO ₂)	自動車の走行
メタン (CH ₄)	自動車の走行
一酸化二窒素 (N ₂ O)	自動車の走行

5. 温室効果ガスの排出状況

本計画における温室効果ガスの排出量は、地球温暖化対策推進法施行令（平成 11 年政令第 143 号）の排出係数及び地球温暖化係数を用い、二酸化炭素排出量に換算して算定します。

(1) 二酸化炭素排出量 (kg-CO₂)

$$= \text{燃料使用量} \times \text{炭素排出係数 (kg-C/MJ)} \times 44/12$$

(2) メタン排出量 (kg-CH₄)

$$= \text{総走行距離 (km)} \times \text{メタン排出係数 (kg-CH}_4\text{/km)}$$

(3) 一酸化二窒素 (kg-N₂O)

$$= \text{総走行距離 (km)} \times \text{一酸化二窒素排出係数 (kg-N}_2\text{O/kg)}$$

(4) 各温室効果ガスの排出量を基に二酸化炭素排出量に換算し、総和する。

温室効果ガス総排出量

$$= \Sigma \{ (\text{各温室効果ガス排出量}) \times (\text{地球温暖化係数}) \}$$

基準年度	ガソリン使用量 (ℓ) 総走行距離 (km)	温室効果ガス排出量 (kg-CO ₂)
平成 28 年度	578ℓ 8,265 km	1,410.7

6. 温室効果ガスの削減目標

平成 34 年度温室効果ガス総排出量を、平成 28 年度と比べ 5%削減することを目標とします。

目標年度	ガソリン使用量 (ℓ) 総走行距離 (km)	温室効果ガス排出量 (kg-CO ₂)	基準年比
平成 34 年度	549ℓ 7,851 km	1,340.0	5%削減

※広域連合事務所の電気使用量は、建物を他団体と一括管理をしており個別に算出ができないため、自動車走行から発生する温室効果ガスを削減目標とします。

7. 目標達成に向けた措置の内容

自動車燃料使用量の削減

(1) エコドライブの徹底

- ① 急発進、急加速や急ブレーキはしません。
- ② 空ぶかしをしません。
- ③ 不要な荷物は積載しません。
- ④ カーエアコンを適正に使用します。
- ⑤ 計画的な走行ルートを検討します。

(2) 経済速度の走行に努めます。

(3) 車両を適正に整備・管理し、排気ガスの削減に努めます。

(4) 公用車から離れるときは、必ずエンジンを切り unnecessaryなアイドリングは控えます。

(5) 公共交通機関の利用促進に努めます。

8. その他環境保全等に向けた措置の内容

(1) 照明設備の管理

- ① 始業前、昼休み及び夜間における照明については、業務上特に必要な箇所を除き消灯します。
- ② 会議室、トイレ等の照明については、利用時間を除き、適度に消灯することを徹底します。

(2) 冷暖房設備の管理

- ① 冷暖房温度の適正管理を徹底し、空調設備の適正管理を図ります。
- ② 夏季における服装は、クールビズを励行します。また、冬季については、ウォームビズを励行します。

(3) 環境物品等の購入

- ① コピー用紙等の用紙類は、再生紙の使用に努めます。
- ② 詰め替え可能な文具等の使用を促進します。

(4) 用紙類の使用量の削減

- ① 両面印刷や両面コピーの徹底を図ります。
- ② 使用済み用紙の裏紙使用に努めます。
- ③ 資料等の印刷部数は、余剰とならないように努めます。

(5) リサイクルの推進

- ① 使用済み封筒、ダンボール類の再利用を推進します。
- ② 使用済み紙類の分別によるリサイクルを推進します。

9. 実行計画の推進体制及び公表

(1) 推進責任者

事務局長を実行計画の推進責任者とし、計画の策定、見直し及び計画の推進・点検を行います。

(2) 推進担当者

各課長を実行計画の推進担当者とし、計画の進捗状況を把握しつつ、総合的な推進を図ります。

(3) 事務局

総務課を実行計画の事務局とし、実行計画並びに目標の達成状況及び点検・評価の結果を公表するとともに、職員に周知徹底を図ります。